

市会議案第 1 1 号

吹田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 0 月 5 日提出

吹田市議会議員	斎藤	晃
同	橋本	潤
同	高村	将敏
同	井口	直美
同	松尾	翔太

吹田市条例第 号

吹田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）

令和2年11月1日から令和3年3月31日までの間に係る議員報酬の月額、吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年吹田市条例第19号）第2条及び第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条例第2条及び第4条第1項の規定により算定した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

（提案理由）

議員報酬を本年11月からの5か月間、20%減額する特例を設けて、その減額分を新型コロナウイルス感染症の対策費に充てるため、本案を提出するものです。